

保保発 1211 第 20 号
令和 2 年 12 月 24 日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長
(公 印 省 略)

令和 3 年 1 月以降に新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者
についての健康保険の標準報酬月額保険者算定の特例について

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言に伴う自粛要請等を契機として、休業に伴い報酬が急減する被保険者が相当数生じている等の状況を踏まえ、令和 2 年 4 月から 12 月までの間に新型コロナウイルス感染症の影響による休業により報酬が急減した者について、「新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者についての健康保険の標準報酬月額保険者算定の特例について」（令和 2 年 6 月 24 日付け保保発 0624 第 1 号厚生労働省保険局保険課長通知）及び「新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者等についての健康保険の標準報酬月額保険者算定の特例の延長等について」（令和 2 年 9 月 29 日付け保保発 0929 第 1 号厚生労働省保険局保険課長通知。以下「延長通知」という。）により、標準報酬月額の改定及び決定に係る臨時特例的な取扱いをお示ししたところである。

今般、現下の情勢等を踏まえて、令和 3 年 1 月から 3 月までに新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者についても同様の特例措置を講ずることとした。

については、延長通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正することとしたため、その取扱いに遺憾なきようお取り計らい願いたい。